産業廃棄物を排出する際の注意事項について

アースサポート株式会社

平素より、廃棄物処理のご依頼・ご相談をいただき、ありがとうございます。

以下に記載する産業廃棄物について、各内容をご確認いただき、排出される際にそれぞれご対応をお願いします。(**下線部は、特に注意いただきたいポイント**です)

対応が不十分だった場合、**収集時に取り残し**、**返却費用が掛かる**、<u>分別費用が発生する</u>、といった場合がありますのでご注意ください。 ご不明な点については、弊社までご連絡ください(TEL:0852-37-2890)。

【安定器】照明器具等に付いているもの

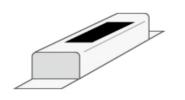
①必要な契約品目:金属くず

②引取に必要な条件:PCB 不含証明書の事前提示(メーカーHP 等から入手可能) ただし、安定器

に LED、PCB 非含有、電子安定器と直接記載があるものは不要

③その他の必要な対応:**安定器は照明器具から取り外す、他の廃棄物と混ぜない**

④処理料金:通常の産業廃棄物単価



【フロン含有機器】 業務用エアコン、冷凍・冷蔵機器など

①必要な契約品目:金属くず、廃プラ、ガラスくず

②引取に必要な条件:フロンガスの行程管理票(引取証明書)の事前提示

③その他の必要な対応:**廃棄前にフロンガス有無の状況確認**

④処理料金:通常の産業廃棄物単価(業務用冷蔵庫、冷蔵ショーケース等は、産業廃棄物処理代

[C]: 24,000 円/m3、業務用エアコン等は、小型家電類単価の 29,000 円/m3)

※フロンガスの抜き取りをご希望の場合は、廃棄のご依頼前にご相談ください。

【蛍光灯】 直管型、電球型、環型、コンパクト型など

①必要な契約品目:廃蛍光管(ガラスくず、金属くず:水銀使用製品産業廃棄物を含む)

②引取に必要な条件:通常の蛍光灯は OK(割れたものは NG、長さ・直径の制限あり右記参照)、変形した

蛍光灯・水銀灯などの大型ランプ類は NG

③その他の必要な対応:割れないよう別にして保管

④処理料金:廃蛍光管単価 500 円/kg

※サイズが大きいもの・水銀灯などの大型ランプ類については、別途ご相談ください。



【電池・バッテリー】

①必要な契約品目:廃乾電池(汚泥・金属くず)

②引取に必要な条件: 乾電池(ボタン電池含む)・ニッケル水素電池(Ni-MH)・ニカド電池(Ni-Cd)・リチウムイオン電池(Li-ion)は OK、その他の不明な電池・バッテリー類は NG

③その他の必要な対応:電極(+と一)部分にテープを貼って絶縁処置、それぞれの電池で分ける、排出

時は他の産業廃棄物(廃プラ、ガラスくず、金属くずなど)と一緒に収集を依頼

④処理料金:乾電池(ボタン電池)単価 450 円/kg、ニッケル水素電池(Ni-MH)・ニカド電池(Ni-Cd)・リチウムイオン電池(Li-ion)は無料引取り、ただしペール缶に入らない大きさのものは引取り不可。



【小型家電類】 電気機器・電子機器・機械類・暖房器具・温水器など

- (1)必要な契約品目:廃プラ、ガラスくず、金属くず
- ②引取に必要な条件: 臨時の収集作業での回収は OK、定期収集作業での回収は NG
- ③その他の必要な対応: 小型家電類以外の産業廃棄物(廃プラ、ガラスくず、金属くずなど)と一緒に排出
- ④処理料金: 小型家電類単価 29,000 円/m3(0.1m3 未満の場合は 2,900 円/式)
- ※ご不明な場合は、別途お問い合わせ下さい。



【家電リサイクル法対象物】 冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン・テレビ

- ①必要な契約品目:廃プラ、ガラスくず、金属くず(特定家庭用機器再商品化法に定める廃家電【運搬・ 積替保管に限る】)
- ②引取に必要な条件:特になし
- ③その他の必要な対応: 冷蔵庫・洗濯機は内部に物を残さない、エアコン室外機は架台を外す
- ④処理料金:所定の家電リサイクル料金、家電リサイクル手数料 8,000 円/式(3 台まで、4 台以上の場合は1台あたり 2,000 円追加)



お持込みの際の受入場所

- (1)埋立処理となる安定型産廃、石綿含有産廃(埋立処分)、コンガラ・アスガラ・石などのがれき類(破砕処理)
 - ・・・松江クリーン最終処分場(松江市西忌部町 10 番地 1)
- (2)上記以外の産業廃棄物
 - ・・・アースサポート本社工場(松江市八幡町 882 番地 2)
- ※(1)について、他の産業廃棄物と混載になっている場合は、本社工場へお持込みください(石綿含有産廃は混載不可)。

【その他収集・処分について、事前にご相談いただきたいもの】

泥状物(内容物の分析等が必要)、液状物(引火性液体・油類・塗料など、事前に安全データシート(SDS)等が必要)、消火器(消火器引取伝票が必要)、特別管理産業廃棄物

石綿含有産業廃棄物(安定型産廃でレベル 3 となるスレート・ガイシなど、<u>搬入時はフレコンバッグ・ブルーシートにて二重梱包が必要)</u>、 直接安定型の埋立処分になる産業廃棄物

契約品目に含まれていない産業廃棄物、液体等の抜き取りが必要なもの など

【別料金となるもの】

石膏ボード、パソコン類(本体、ディスプレイ、キーボード、ノートパソコン)、焼却対象物(固体、液体)、ケイカル板、キャタピラ、土壁、ケーブル類、プリンタ、埋立対象物、消火器、残土など、※石膏ボード、ケイカル板、土壁等は、それぞれでの分別をお願いいたします。

【収集・処分が不可となる場合の主な内容】

産業廃棄物の契約が無いもの、石綿含有産業廃棄物(レベル2以上の管理型埋立になるもの) 粉体物、内容が不明瞭な泥状物・液体物、産業廃棄物に該当しないもの(一般廃棄物など) 当社で中間処理が出来ない・許可がないもの、上記のものが通常の産業廃棄物に混在している など

※上記内容は 2022 年 6 月現在のものです。法改正などにより、都度改訂される場合があります。
弊社 HP(https://www.earth-support.jp)上でも、関連する内容の情報提供を行っております。



HPのQRコード